

==== 公布された規則のあらまし ====

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の新設について

1 規則の新設理由

学校教育法の一部改正に伴い、関係する規則について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 次の規則中引用している学校教育法の条項を改める。

ア 鳥取県事務処理権限規則

イ 鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則

ウ 鳥取県立保育専門学院学則

エ 看護職員修学資金貸付規則

オ 看護職員修学資金貸付規則等の一部を改正する規則

カ 鳥取県立鳥取看護専門学校学則

キ 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則

ク 鳥取県立歯科衛生専門学校学則

ケ 調理師法施行細則

コ 鳥取県クリーニング業法施行細則

サ 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則

シ 鳥取県訓練手当支給規則

ス 鳥取県立農業大学校管理規則

セ 鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則

ソ 県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成19年12月26日とする。

鳥取県事務処理権限規則の一部改正について

1 規則の改正理由

中小企業支援事業の的確な事務処理体制を確立するため、日野郡の区域に係る中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令の規定による経営の診断等に係る事務処理権限の区分を変更する。

2 規則の概要

(1) 中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令に基づく経営の診断の実施、診断報告書の交付及び診断報告書の内容の実施等に関する助言の決裁区分を経済政策課長（現行 日野総合事務所長）の委任決裁事項とする。

(2) 施行期日は、公布日とする。